

わが家の風水害対策 ②



分散避難で「密」を避ける

「指定緊急避難場所」への避難以外に、「**親戚・知人宅**」、「**ホテルなどの宿泊施設**」や「**在宅避難**」など複数の避難先を想定しておきましょう。

避難① 立ち退き避難

親戚・知人宅、ホテルなどの宿泊施設

安全な場所にある知人宅や宿泊施設などへ避難しましょう。また、危険なときは迷わずに指定の緊急避難場所へ避難しましょう。



避難② 屋内安全確保・垂直避難

在宅避難

浸水想定区域・土砂災害(特別)警戒区域に位置していない場合や、浸水想定区域内であっても浸水が床下浸水に至らず、自宅の2階以上などへ避難が可能な場合は屋内での安全確保に努めましょう。



土のうの配布については

大和市 街づくり施設部 道路管理課 維持補修係 (市役所4階)
TEL 046-260-5412 FAX 046-260-5474

大和市の土砂災害について

土砂災害には「**土石流**」、「**地すべり**」、「**急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)**」の3種類があり、大和市では、「**急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)**」が発生するおそれがある地域があります。次のような現象を確認したら、早めに避難しましょう。

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

斜面の地表に近い部分が、大雨による雨水の浸透や地震等の影響で、突然崩れ落ちる現象です。崩れ落ちるまでの時間が短く、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことがあります。



こんな前兆現象に注意!

- がけから水が噴き出したり、水がにごる。
- がけに亀裂が入る。
- 斜面から小石がパラパラ落ちてくる。
- 木の根が切れる音がしたり、樹木が傾いたり倒れる。

土砂災害の「2つの警戒区域」を知っていますか?

「**土砂災害警戒区域(イエローゾーン)**」と「**土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)**」は、法に基づいて神奈川県が指定・告示しています。自宅の周辺に指定された区域があるか確認し、避難する場所や避難経路を考えるなど、日頃から土砂災害に備えましょう。

「土砂災害警戒区域」

(通称: イエローゾーン)

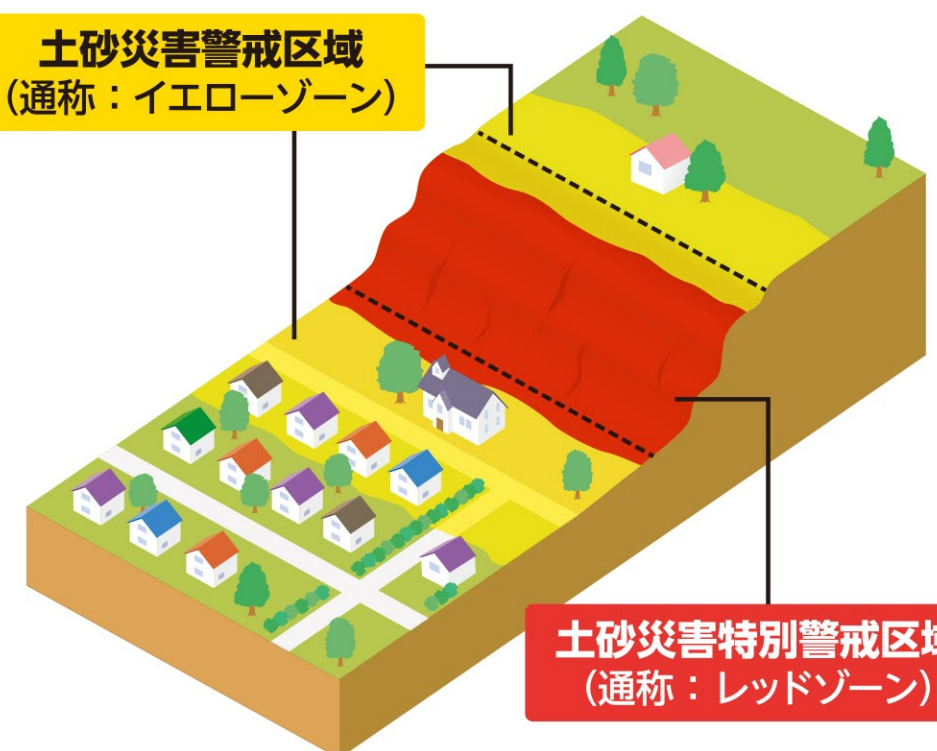
土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として指定されます。この区域では、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように危険の周知や警戒避難体制の整備が図られます。

「土砂災害特別警戒区域」

(通称: レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として指定されます。この区域では、開発行為の制限、建築物の構造規制や移転勧告などが行われます。

土砂災害警戒区域
(通称: イエローゾーン)



土砂災害特別警戒区域
(通称: レッドゾーン)



「大和市防災マップ」や「神奈川県土砂災害情報ポータル」(右記QR)を活用して土砂災害(特別)警戒区域などを確認しましょう。

